

第6章 2012年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2012年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2012年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	<p>温暖化の評価については、基準年度である1990年度の排出量がその後変更されている（温室効果ガス排出量が2,537万tが2,922万tに）ことも考慮すべきです。</p>	<p>地球温暖化対策推進法の改正により温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の創設が図られたことなどから、より実態に近い温室効果ガス排出量の算定手法を採用することが可能となり、過去の温室効果ガス排出量についても新たな算定方法に基づき遡って再計算した数値に基づいて評価しております。</p>
地球環境	<p>①・温室効果ガスに係る排出量の数値が、2009年度のもので、しかも、暫定値となっており古すぎる。これは、国の調査結果により得ているからであり、市独自に調査及び推計する必要があるのではないかと。工場・事業所については、市公害防止条例の規定に基づいて報告を求めることができません。</p> <p>②・温室効果ガス排出量関係について、2008、2009年度のデータを相変わらず使用していて、最新の情報にマッチしていない。国まかせでなく、市独自でも見解を明らかにすべきである。</p>	<p>本市では、地球温暖化対策の効果を適切に把握するため、市域における温室効果ガス排出量を算定しておりますが、排出量の算定に使用する国の統計資料の一部について開示時期が遅れていることから、2010年度の温室効果ガス排出量は「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」の各事業者の報告内容を活用した数値を暫定値とし、対応を行うとともに、現在、ホームページにおいてその結果を公表しており、今後とも情報提供に努めてまいります。</p>
地球環境	<p>地球温暖化防止だけでなく、都市気温の上昇（ヒートアイランド）を防ぐためにも、市内で二酸化炭素の濃度を観測する必要がある。本年2月に開所した、環境総合研究所の地域環境・公害監視課の業務には、新たに「地球温暖化」が加わった。従って、早期に測定を開始し、結果を市民に公表すべきです。</p>	<p>本市では、二酸化炭素濃度の測定については、気象庁の測定データを活用することで対応が可能なものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き、国や周辺自治体の動向を注視してまいります。</p> <p>また、本年2月に開所しました環境総合研究所の地域環境・公害監視課では、大気や水質の環境改善や環境汚染の未然防止に向けた取組を行うとともに、環境保全に関する常時監視・調査・研究を行うなど、さらなる環境改善や環境汚染の防止に努めてまいります。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	<p>本年（2013）4月より、温暖化対策の一環としていわゆる「川崎メカニズム」がスタートすることになっていきます。市内で生産された省資源製品が国外に普及することは結構ですが、その分企業の市内における削減目標量が減ることについては、公害対策の後退であってはならないことと考えます。温暖化防止条例の計画・報告書には、市内排出量と海外貢献量の2つを厳格に区別して、記入させることが必要です。</p>	<p>本市では、2013年度から市内事業者の製品・技術等による川崎市域外での温室効果ガスの削減貢献量（域外貢献量）を認証する川崎メカニズム認証制度を開始しています。</p> <p>地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度では、この川崎メカニズム認証制度の域外貢献量の認証結果を踏まえた数値を、市内の温室効果ガス排出量とは別に、「調整後排出量」として反映することができる仕組みとしております。</p>
エネルギー	<p>ヒートアイランドの指標については、「現状維持」となっているが、これでは、今後の対策は不要ということになってしまうのではないかと。</p>	<p>ヒートアイランドの目標・指標の達成状況は「現状維持」となっていますが、本市では、引き続き、ヒートアイランド対策として、公共施設の緑化や、都市排熱の抑制に向けた関連事業の推進に取り組み、ヒートアイランドの抑制に努めてまいります。</p>

2 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
資源・廃棄物	<p>PCB廃棄物の実態把握、・・・処理体制の推進について大量の保管、処理は東京電力であると推測できるが、東京電力とともに全市内の処理終了計画はあるのか、あれば示すこと。</p>	<p>市内の処理終了計画については、2006年3月に策定した県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づいて、2016年3月までに処分するものとしておりますが、2012年12月に国の法律が改正され、処分の期間が2027年3月31日まで延長されたことから、2013年度中に県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改正が予定されておりますので、その改正に伴い、市内の処理終了計画も2016年3月から延長される見込みとなっております。</p>

3 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちを目指す

項目	市民意見要旨	対応措置
緑・水・生物	<p>緑や水循環・生物多様性について評価するには、市の南中部にもある程度緑や水循環・生物多様性が存在していることが前提でなければならない。全市の評価とするには、少し無理があると思う。</p>	<p>本市には、丘陵地から臨海部まで様々な環境があり、地或の環境に即した生態系と、人のかかわりによって市独自の生物多様性を育んでいます。鳥類などの移動性の高い生き物にとっては、市街地等の小規模な樹林や水辺も大切な自然環境となっており、緑や水循環・生物多様性に係る施策においてもそれぞれの地或特性を踏まえて、身近な生き物に目を向け、全市的に環境保全に取り組んでいくことが生物多様性を保全する上で重要と考えて評価しております。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
都市アメニティ	市内交通事故に占める、自転車事故の割合が年々増加しています。歩行者事故をなくすためにも、もっと自転車道や駐輪場の整備を進めてほしい。	歩行者の通行の安全を確保するため、自転車通行環境の整備方針策定に向けた検討を進め、これと並行して、幹線道路等において自転車専用通行帯等の整備を推進するとともに、駐輪場の整備を促進し、放置自転車の減少を目指してまいります。

4 安心して健康に暮らせるまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	大気環境の評価については、対策目標値だけでなく環境目標値についても考慮すべきです。	川崎市環境審議会答申（2009年2月）に沿って、2015年までできるだけ早期に全測定局で二酸化窒素の対策目標値を達成することを目指していますが、自排局1局で対策目標値を達成しておりませんので、まずは全局の対策目標値達成を目指してまいります。
大気	二酸化窒素の目標については、対策目標値の全局達成からという段階論でなく、いますぐ「下限値0.04ppmまたは、それ以下」を真正面に据えて対策をすべきです。そうすることにより、環境目標値（0.02ppm）達成の目途が粗上り上がってきます。	川崎市環境審議会答申（2009年2月）に沿って、2015年までできるだけ早期に全測定局で二酸化窒素の対策目標値を達成することを目指していますが、自排局1局で対策目標値を達成しておりませんので、まずは全局の対策目標値達成を最優先としております。また、さらなる二酸化窒素の低減に向けて、今後も取組を続けてまいります。
大気	市民の関心が高い微小粒子物質（PM2.5）については、引き続き全測定局への測定機の設置を進めることが必要です。なお、2011年度に設置した測定機（4局）に不具合が生じ、有効な測定値が得られなかったが、測定器の保守管理について尚一層の注意を払ってほしい。	PM2.5測定機については、2013年度末までに13局に設置が完了する予定です。未設置の測定局については、国の設置基準に合致する測定場所がない等の理由により直ちに設置することが困難であるため、設置の可能性も含めて今後も検討してまいります。 また、測定機の不具合は、一部の部品の耐久性がメーカーの想定を下回っていたため発生したものであり、すでに対策は実施済みですが、保守管理については今後も一層の注意を払ってまいります。
大気	自動車からの大気汚染は一定改善がされていますが、幹線道路を中心にまだ厳しいものがあります。よって、引き続き交通量の削減や低公害車の普及等、関係者とともに推進してほしい。また、交通規制するにあたって、二酸化窒素の対策目標値につき1時間値を設定することも検討すべきです。	対策目標値については、国の環境基準に準拠する形で定められており、1時間値は設定しておりませんが、今後とも大気汚染の改善に向け、「エコ運転制度」の推進、局所汚染対策に係る調査・検討、助成制度による低公害車の普及拡大等、関係機関と連携を図りながら、引き続き自動車対策を総合的に進めるとともに、国や他都市等の動向を踏まえて調査・研究してまいります。

<p>大気</p>	<p>市南部では、東電火力発電所等の新增設が進んでいますが、高濃度汚染・複合公害が続いているなか公害物質排出の増加はあってはなりません。現状の企業・事業所からの排出実態を踏まえ、もっと許容排出量を厳しく見直すべきです。さらに、大規模開発に係る環境影響評価について、市民の健康と環境を守るため、立地のあり方を含めもっと実効あるものにしていくべきです。</p>	<p>新設の事業所に対しては、市条例に基づき既設の事業所より厳しい基準を適用して、監視指導を行っております。また、大規模開発に対しては、大気汚染物質の発生削減に向けて、最新の処理設備を導入することなどの指導を行っております。</p> <p>環境影響評価については、2012年12月に環境影響評価に関する条例を改正し、計画段階における環境配慮計画制度を拡充いたしましたので、2013年4月に施行した改正条例を的確に運用してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>市庁舎前の大気電光表示盤が、老朽化及び公害監視センター移転により本年1月廃止されました。大気汚染(1時間値)の表示は、表示汚染物質の拡充を含め、引き続き市民への啓発・環境教育の上からも、屋外で市民等に知らせることが重要です。今後、例えば最新の大型ビジョン等を市内の各区役所・主要駅等・繁華街などに設置して行くべきです。</p>	<p>大気汚染情報(1時間値)の表示は、公害監視センターの環境総合研究所への移転に伴い、多様な情報提供媒体を用いて幅広く市民に情報提供できるよう、次のとおり拡充を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的関心が高まっている微粒子状物質(PM2.5)のホームページ上の公表 ・テレビ神奈川のデータ放送を用いた一般局のPM2.5を含む大気環境データの公表 ・第3庁舎1階ロビーに設置したモニターによる一般局9局、自排局9局のPM2.5を含む大気環境データの公表 <p>今後は、上記の公表の効果を検証するとともに、引き続きわかりやすい大気環境情報の周知・広報等に取組んでまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>健康被害対策に関し、前回市民意見の対応措置の中で「一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染のほか・・・」と、大気汚染が原因であることを認めているのだから、「市のぜん息患者対策は、アレルギー対策の一環になっている」との規定は、速やかに改めるべきです。</p>	<p>一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、ペット類の体毛、花粉などのいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因など、実に様々な要因が指摘されている中で、本市の制度は広く気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進を図る制度として実施しており、発症の要因を問わずにアレルギー対策の一環として助成を行っております。</p>
<p>大気</p>	<p>窒素酸化物排出量(工場・事業所)の基準値の見直しをする必要がある。対策目標値の下限(0.04ppm)の達成には、自動車の排気ガス対策が進むなかで、固定発生源の対策強化も同時に行う必要がある。</p>	<p>固定発生源である事業所等に対しては、年間の排出量報告を求め、その排出実態を把握するとともに、施設設備が適正に管理され、排出量が少しでも抑制されるよう、引き続き法条例に基づき継続して指導してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>二酸化窒素の達成状況の欄に目標・指標に記している0.04ppm以下の局数を記すること。</p>	<p>川崎市環境審議会答申(2009年2月)に沿って、2015年までのできるだけ早期に全測定局で二酸化窒素の対策目標値を達成することを目指しています。なお、自排局1局で対策目標値を達成しておりませんので、全局の対策目標値達成を目指してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>バスケット規制基準等の監視、指導についてNOx・SPMの排出量の見直しをして、環境基準を達成すること。</p>	<p>環境基準の達成に向けて、固定発生源である事業所等に対しては、法条例に基づき継続して指導してまいります。併せて、自動車対策についても、関係機関と連携を図りつつ推進を図ることにより、環境基準の達成を目指してまいります。</p>

<p>大気</p>	<p>PM2.5についての取り組みの記述がないので行うこと。または、参照ページを示すこと。</p>	<p>PM2.5については、2009年9月に環境基準が設定され、同時にPM2.5の測定体制の整備が通知されたため、全国的に測定体制を整え、実態を把握するのが最優先となっています。本市でも、PM2.5の実態把握とともに、取組を検討してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>その他の地球環境の保全の窒素酸化物排出量について、表に「(工場・事業所)(再掲)で対策目標量(9,330トン)以下」となっているが、「大気環境の保全での9,467トン(P13)」との整合性をとる必要はないのか。</p>	<p>環境目標値の達成に向けて対策目標量(9,330t)を定めておりますが、2011年度の実績が9,467tでしたので、その達成に向けて固定発生源である事業所等に対して、法条例に基づき継続して指導してまいります。</p>

7 その他

項目	市民意見要旨	対応措置
<p>その他</p>	<p>①・「公共施設のエネルギー・・・採用の推進・・・でした。」の同一文面が2か所ある(同一頁に)。まとめの工夫が必要である。 ②・「建築物環境配慮制度の推進・・・ありました。」も同様でまとめの工夫が必要である。</p>	<p>いただいたご意見を参考にして、わかりやすくするよう工夫してまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>評価法は新しい試みであるが、全般的に少しあまく評価していると感じる。</p>	<p>評価方法については、環境基本計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって概ね適正に取組が行われていると考えておりますが、いただいた意見も踏まえ今後の参考とさせていただきます。</p>